

認定スキー指導員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟（以下「当法人」という。）が、地域におけるスキーの普及、発展に資する者として認定する公益社団法人愛知県スキー連盟認定スキー指導員（以下「SAA認定指導員」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 SAA認定指導員は、スキー界の先達として自覚と誇りをもって、スキーの普及、発展に努めなければならない。

(資格)

第3条 SAA認定指導員は、各所属団体の推薦により申請が提出された者の中から、本規程に基づき、当法人会長が認定した者とする。

(活動)

第4条 SAA認定指導員は当法人及び各所属団体が開催する普及、発展事業において活動することを原則とする。

(義務)

第5条 SAA認定指導員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 公益財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）主催、または、当法人主管で行われるスキー指導者研修会（以下「スキー指導者研修会」という。）に2年に1回参加し、修了しなければならない。

(2) SAA認定指導員は、当法人及び各所属団体が開催する普及、発展事業に積極的に参加することとする。

(3) SAA認定指導員は、当法人が定める年次登録料及び当法人会員登録料を所定の期日までに納入しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 SAA認定指導員は次に掲げる各号の一に該当する場合は、当法人理事会の決定によりにその資格を喪失する。

(1) 当法人会員の資格を喪失したとき

(2) SAA認定指導員としての体面を汚すような行為があったとき

(3) スキー指導者研修会を2年続けて未修了のとき

(4) 当法人の定める認定指導員年次登録料を所定の期日までに納入しないとき

2 SAA認定指導員の資格を返納する場合は、当法人会長あてにその旨を届け出なければならない。

(実施)

第7条 SAA認定指導員の認定事業は、当法人教育本部教育部が実施する。

(申請資格)

第8条 SAA認定指導員の認定を受けようとする者は、申請年度の当法人会員であつて、次に掲げる各号に該当する者でなければならない。

(1) 所属団体長が推薦する者、または教育団体・ボランティア団体等が推薦し当法人会長が認める者

(2) 申請年度の4月1日現在、18歳以上の者

(3) SAJ公認スキーバッジテスト2級程度以上の技術を有する者

(4) 申請年度の当法人が実施する認定スキー指導員養成講習会(以下「SAA認定指導員養成講習会」という。)を受講していること

(養成講習会)

第9条 SAA認定指導員養成講習会は、合計6時間(理論 2時間、実技 4時間)とし、すべて集合講習とする。

2 当該年度のSAJ公認スキー指導者養成講習会、または、当法人教育本部教育部が認める講習の受講をもって、前項のSAA認定指導員養成講習会の受講に代えることができる。

(申請手続き)

第10条 SAA認定指導員の認定を受けようとする者は、当法人が定める申請書、申請方法により申請手続きを行わなければならない。

2 申請料は10,000円(SAA認定指導員養成講習会費用を含む。)とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、前条の申請手続き完了後は、理由の如何を問わず申請料は返還しない。

(認定手続)

第11条 SAA認定指導員に認定された者は、認定料及びその他費用を所定の期日までに納入しなければならない。

2 認定料及びその他費用は次のとおりとする。

(1) 認定料 10,000円

(2) 年次登録料 1,000円

(その他)

第12条 SAA認定指導員としての活動は、指導者責任賠償保険に加入の上、行うこととする。

(規定の改廃)

第13条 この規程の改廃は、当法人理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成30年10月4日より施行する。